

(案3)

商号又は名称	所在地	入札参加停止の期間	入札参加停止の理由
株式会社トーニチコンサルタント 西日本支社	大阪市	自:令和7年12月26日 至:令和8年6月25日	株式会社トーニチコンサルタントが、特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和7年12月19日付けで、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2に基づく課徴金納付命令を受けたため。
大日コンサルタント株式会社 西日本支社	大阪市	自:令和7年12月26日 至:令和8年6月25日	大日コンサルタント株式会社が、特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和7年12月19日付けで、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2に基づく課徴金納付命令を受けたため。
高知建設株式会社	大阪市	自:令和8年4月8日 至:令和8年10月7日	高知建設株式会社が、令和8年3月26日付けで、大阪府知事から、建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けたため。
日本ハイウェイ・サービス株式会社 大阪支店	大阪市	自:令和8年4月30日 至:令和8年10月29日	日本ハイウェイ・サービス株式会社が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から令和8年4月22日付けで同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を受けたため。
スバル興業株式会社 関西支社	大阪市	自:令和8年4月30日 至:令和8年10月29日	スバル興業株式会社が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から令和8年4月22日付けで同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2に基づく課徴金納付命令を受けたため。
株式会社ビケンテクノ	吹田市	自:令和8年5月11日 至:令和8年6月10日	株式会社ビケンテクノが、令和8年4月21日付けで国土交通省近畿地方整備局長から、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条の規定に基づく指示処分及び同法第82条第2号の規定に基づく業務停止処分を受けたため。
日本郵便株式会社 大東郵便局	大東市	自:令和8年6月12日 至:令和8年7月11日	日本郵便株式会社の元使用人が、郵便物の回収業務を特定の事業者を受注させた見返りに現金などを受け取っていたとして、令和8年5月20日、日本郵便株式会社法違反容疑で警視庁に逮捕されたため。
株式会社エム・エヌコーポレーション	大東市	自:令和8年6月16日 至:令和10年6月15日	株式会社エム・エヌコーポレーションの代表取締役が、本市職員に対する贈賄の容疑で、令和8年6月16日に逮捕されたため。
協和テクノロジーズ株式会社	大阪市	自:令和8年6月25日 至:令和8年7月24日	協和テクノロジーズ株式会社が、令和8年5月19日付けで近畿総合通信局長から電波法に基づく業務停止命令及び業務改善命令を受けたため。
株式会社河合楽器製作所 大阪公教販店	大阪市	自:令和8年6月26日 至:令和8年7月25日	株式会社河合楽器製作所が、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第3条第1項、第4条第5項及び第5条第1項第4号に違反する事実が認められたとして、令和8年6月22日付けで公正取引委員会から同法第8条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき勧告を受け、商号等を公表されたため。